

事務連絡
令和7年1月10日

郡市医師会 御中

青森県医師会

令和6年12月28日からの大雪に係る災害救助法の適用に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化並びに被災した被保険者等に係るレセプト情報の第三者提供の取扱いについて（周知依頼）

平素より本会の会務運営に格別なるご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年1月7日（火）から県内10市町村に災害救助法が適用されたことに伴い、厚労省から被災地域のオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化について通知があり、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の4情報（氏名、生年月日、性別、保険者名称または患者住所の一部）での検索により、患者の資格情報や薬剤情報等を把握することが可能となっております。**資料1**

他方、医療機関でオンライン資格確認等システムを利用できない場合、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等について、医療機関等からの照会に応じ、審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険連合会）が保有する被保険者等の既往歴や薬歴等について提供する取扱いとなりました。**資料2**

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくと共に、会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

○添付資料

資料1 令和6年12月28日からの大雪にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

資料2 令和6年12月28日からの大雪にかかる災害により被災した被保険者等における診療報酬等明細書情報の第三者への提供について

○照会先

【社会保険診療報酬支払基金】 青森審査委員会事務局（9：00～17:30） 平日の場合：017-734-7126（代表） 休日の場合：017-715-9483（三上事務局長） ：017-715-9523（飯田課長）	【国民健康保険連合会】 青森県国民健康保険団体連合会 管理課調整係 太田 017-718-4974（直通）
--	---

日医発第 1699 号(情シ)

令和 7 年 1 月 8 日

都道府県医師会 担当事務局 殿

日本医師会 情報システム課

課長 井川 智彦

(公印省略)

令和 6 年 12 月 28 日からの大雪にかかる

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療介護連携政策課・医薬局総務課より、標記に関する事務連絡がまいりました。内容は、今般の災害を受けて、オンライン資格確認等システムの機能の 1 つである、災害等発生時における「保険資格情報・医療情報の閲覧機能」をアクティブ化（有効化）する旨の周知方依頼になります。アクティブ化されている場合、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局は、口頭等で患者同意を取得することにより、オンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報を閲覧することができます。

同機能の利用方法、利用における留意点については、別添資料をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくと共に、下記範囲対象となっておられる場合には、貴会管下の関係する郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、是非、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○今回の「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間
範囲：【青森県】青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、南津軽郡藤崎町、

南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町

期間：災害救助法の適用第一報から一週間（令和 7 年 1 月 13 日まで）

なお、日本医師会では期間の延長や対象地域が追加される場合にのみ追加文書を発出いたします。

以上

【添付資料】

- ・「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（R.7.1.7 付厚生労働省関係各課発事務連絡）
- ・「災害時医療情報閲覧機能」（災害時モード）紹介リーフレット

事 務 連 絡
令和7年1月7日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

標記につきましては、今般、別紙1のとおり、社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 7 日

社会保険診療報酬支払基金 }
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課

令和 6 年 12 月 28 日からの大雪にかかる
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく災害発生時における保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「オンライン資格確認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 5 年 1 月 26 日付事務連絡）にてお示ししたところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願いいたします。

「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化に当たっては、対象の医療機関・薬局に対して、別添 1 のオンライン資格確認等システム利用規約第 25 条及び第 26 条、別添 2 の「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」を参考に、患者への医療サービスを提供する以外の目的での利用は認められないことについて十分な周知徹底をお願いします。貴機関におかれては、各医療機関・薬局による本機能を用いたオンライン資格確認等システムの閲覧ログを踏まえ、必要と認める場合には、個別に、医療機関・薬局に対して、「緊急時医療情報・資格確認機能」を利用した医療情報の閲覧状況について事実関係を確認してください。

なお、令和 6 年 3 月 1 日以降、生活保護法による被保護者の医療扶助の受給資格等の情報に係る同機能の利用に当たっては、別添中、「保険資格情報」とあるのは「医療扶助の受給資格情報」と、「被保険者番号」とあるのは「受給者番号」と、「保険者名称」とあるのは「福祉事務所名称」と読み替えるものとします。

今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願いいたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	【青森県】青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市 南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村 北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町
期間	災害救助法の適用第一報から一週間（※）

※令和7年1月13日まで

以上

別添 1

オンライン資格確認等システム利用規約（抄）

（禁止事項）

第 25 条 サービス利用者は、本サービスを利用するに当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 本サービスの利用目的（患者の資格情報の確認及び医療行為等への活用）以外の用途で本システムを使用する行為
- 二 第 21 条第 2 項の場合を除いて、患者の同意なく薬剤情報・診療情報・特定健診情報を閲覧する行為
- 三～八 （略）
- 九 法令若しくは本規約に違反する行為又はそのおそれがある行為
- 十 公序良俗に反する行為
- 十一～十四 （略）

2 実施機関は、本サービスの利用に関して、サービス利用者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に通知することなく、当該サービス利用者に対して本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し又は前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、実施機関は、サービス利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

（利用規約に違反した場合の措置）

第 26 条 前条第 1 項に違反し、本システムの運用に支障をきたした行為又は支障をきたすおそれがある行為をしたサービス利用者は、実施機関に対して、直ちに、その行為の概要を報告するものとします。 また、当該行為の詳細が判明した場合、サービス利用者は、遅滞なく、実施機関にこれを報告するものとします。

2 前条第 1 項に違反する行為が悪質な場合、実施機関は、当該行為を行ったサービス利用者に対して、その原因及び今後のシステム利用に当たっての対策等を内容に含む改善書を提出するよう求めることができます。また、実施機関は、当該行為の概要及び当該サービス利用者の名称を公表することができます。

3 サービス利用者が、前条第 1 項に違反した日から所定の日数経過後も、当該違反を是正しない場合、実施機関は、次の各号に定める措置を講ずることができます。

- 一 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を一時的に停止すること
- 二 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を停止すること

4 実施機関は、本システムの適切な運営及び本サービスの適切な実施を確保するため必要があると認める場合は、サービス利用者に対して、業務の実施の状況に関し必要な報告若しくは運用に関する記録その他の書類の提出を求め、又は質問することができます。

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。
なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。

- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(https://iryohokenjyoho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=f0662f97c30a46946e19fd777a0131f3) をご参照ください。

1. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合
 - (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
 - (2) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。
2. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合
 - (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
 - (2) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 20 条第 2 項第 2 号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）

(参考1)

事務連絡
令和5年1月26日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを導入している医療機関・薬局においては、最新の保険資格情報のみならず、患者がマイナンバーカードを用いて本人確認を行い、薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）の提供に同意した場合に限り、医師等の有資格者は医療情報も閲覧することが可能です。

また、「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項（以下「特定条項」という。）のとおり、災害等が発生した場合には、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局は、オンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報を閲覧することができます。

オンライン資格確認等システム利用規約

第二十一条（略）

2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・特定健診情報等の提供を求めることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

電子処方箋管理サービス利用規約

第二十一条（略）

2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・

特定健診情報等の提供を求めることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

災害等発生時における特定条項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧は、医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）が「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化することで閲覧可能となります。

つきましては、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害等が発生した時には、災害救助法が適用された市区町村に対して、当面、災害救助法の適用第一報から一週間、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化するとともに、その旨を同対象地域に存する医療機関・薬局に周知を行うよう、よろしく願いいたします。

上記の取扱は、災害救助法等が適用される災害等が発生した時に実施機関において初動対応として実施いただくものとし、その上で、個別の災害等の状況に応じ、当課から上記の取扱について確認的に、又は上記の取扱の終了等について御連絡するために、別途事務連絡を発出させていただくことを申し添えます。

今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡発出に伴い、「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和4年3月17日厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）は廃止します。

以上

(別添)

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。
なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。

 - 「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(https://iryohokenjyoho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=f0662f97c30a46946e19fd777a0131f3)をご参照ください。
3. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合
- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
 - (4) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。
4. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合
- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
 - (4) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。
- ※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第20条第2項第2号に基づき、本人の同意は必要ありません。
- この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）

(参考2) 関係団体一覧

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
都道府県民生主管部（局） 御中
 国民健康保険主管課（部） 御中
 後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房教養厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中

被災者の方の服薬履歴等を確認できます！



- ◆ オンライン資格確認等システムの「災害時医療情報閲覧機能」（災害時モード）により、患者が被災されマイナンバーカードを持参していない場合でも、氏名、生年月日、性別、住所等で、薬剤情報・診療情報・特定健診情報の閲覧ができます。
- ◆ 患者の資格情報の一部として、保険者番号、記号・番号や枝番を確認することもできます。

※ 本機能は、「資格確認端末」からのみご利用いただけます。普段お使いの、レセプトコンピュータ等からはご利用いただけないのでご注意ください。

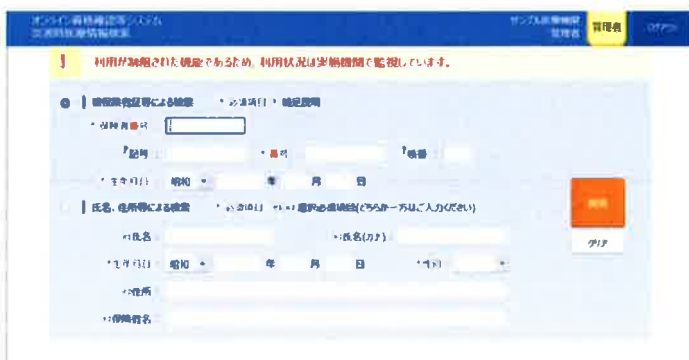
① オンライン資格確認等システムにログイン
※ 医療情報閲覧アカウントまたは管理アカウントのIDとパスワードを使用してください。



② 緊急時医療情報・資格確認機能の災害時医療情報閲覧をクリックします。



③ 「被保険者証等による検索」又は「氏名、住所等による検索」を選択し、検索条件を入力します。



④ 該当者の患者情報を確認し、薬剤情報等の閲覧同意の有無を登録します。



⑤ 閲覧する情報・対象期間を選択します。



⑥ 選択した薬剤情報等が表示されます。

処方内容	処方名	薬剤名	薬剤数量
1年12月15日	ワンプルC病院 入院 内服 1.	ミヤギ製薬 (総務用)	2錠 1日分
	2.	ツムラ大建中湯エキス錠 (既服用) (大建中湯エキス)	30 1日分
	3.	スルピリド錠 80mg 「ツワイ」 (スルピリド)	2錠 1日分
13日	ワンプルC病院 入院 注射 1.	フェンタニル注射液 0.5mg 「ナルモ」 (フェンタニルクエン酸塩)	3管 1回
	2.	大建中湯 20mL (生薬煎出液)	3管 1回
7日	ワンプルC病院 入院 注射 1.	トレスターP錠 フレタスタチン 300mg (インスリンデグリン (遺伝子組換え))	1キット 1回分
	2.	インスリン リスプロインスリン注射液 H-U 「ツノフィ」 300単位 (インスリンリスプロ (遺伝子組み換え))	1キット 1回分
	内服 3.	ニフェジピン0.1錠 20mg 「ツワイ」 (ニフェジピン)	1錠 3日分

災害時モードが利用できない場合、スマートフォンからマイナポータルで服薬履歴を確認できます！

- ◆ マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自身やご家族のスマートフォンからマイナポータルにログインすることにより、自分自身の過去の医療情報を確認することができます。
- ◆ 避難所において、医療関係者に対し、普段飲んでいるお薬や特定健診のデータを共有したい場合にもご利用ください。

マイナポータルにログイン



※ログインには4桁の暗証番号入力が必要です。

「わたしの情報」

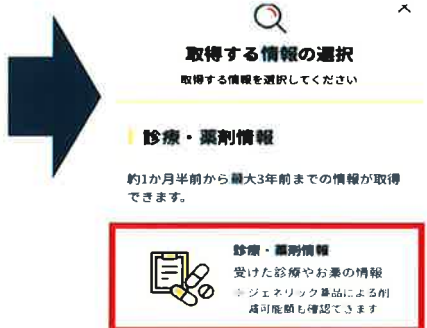
サービス一覧



「健康・医療」



「診療・薬剤情報」



表示対象日を選択



「表示する」

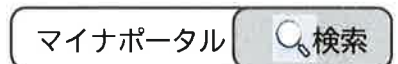


※ 被保険者番号などの資格情報や、電子処方箋の処方・調剤情報も確認できません。

【薬剤情報の表示例】

1日	サンプルA薬錠 (サンプルAクリニック)		
院外 内服	1. 向) エチゾラム錠0.5mg「日医工」 (エチゾラム) 【1日3回食後服用】	3錠	30日分
	2. エンペラシン配合錠 (ベタメタゾン・d-クロルフェニラミンマレイン酸塩) 【1日2回朝食後】	2錠	35日分
	3. サインバルタカプセル20mg (デュロキセチン塩酸塩) 【1日1回朝食後】	3カプセル	35日分
	4. ラベプラゾールナトリウム錠10mg「日医工」 (ラベプラゾールナトリウム) 【1日1回朝食後】	1錠	14日分
	5. モサプリドクエン酸塩5mg「武田テバ」 (モサプリドクエン酸塩水和物) 【1日3回食後服用】	3錠	14日分
外用	6. スミルスタック3% (フェルビナク) 【1日数回患部に塗布】	80g	1処方分

※PDF又はCSV形式でダウンロードすることもできます。
※薬剤情報のみマイナポータル実証β版からも確認ができます。



重要性分類Ⅲ
事務連絡
令和7年1月7日

青森県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金
青森県審査委員会事務局

令和6年12月28日からの大雪にかかる災害により被災した被保険者等
における診療報酬等明細書情報の第三者への提供について

平素は、支払基金の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「令和6年12月28日からの大雪にかかる災害」につきましては、厚生労働省保険局医療介護連携政策課等から、被災している一部地域について、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化について示されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下マイナンバーカードが手元になくても、患者の4情報での検索により、患者の資格情報や薬剤情報等を把握することができます。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等からの照会に応じ、社会保険診療報酬支払基金が保有する被保険者等の既往歴や薬歴等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている本人が第三者提供について同意していることを、診療している医師等の第三者を介して確認する等の適切な方法により確

認すること。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要であること。

2. 本人が閲覧しないことの確認

本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

社会保険診療報酬支払基金において、診療報酬明細書等の提供を行った医療機関等、医師、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

4. 医療機関等からの照会窓口等

当該医療機関等の所在地を管轄する都道府県の審査委員会事務局

（当該取扱いに関するお問い合わせ先）

社会保険診療報酬支払基金青森県審査委員会事務局

平日の場合：017-734-7126（代表）

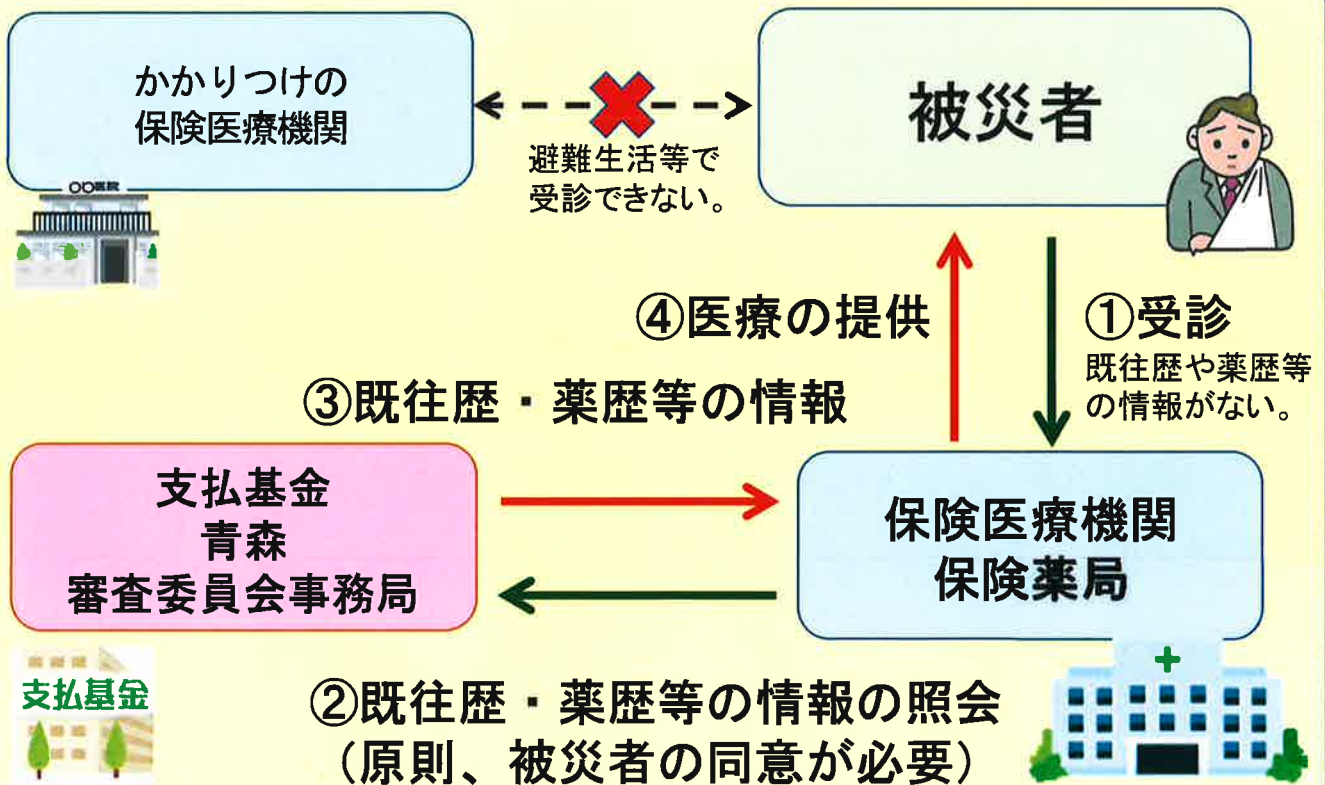
休日の場合：017-715-9483（三上事務局長）

017-715-9523（飯田課長）

連絡可能時間：9時00分から17時30分

青森県内の保険医療機関・保険薬局の皆さまへ

- 令和6年12月28日からの大雪にかかる災害により被災した医療保険の被保険者及びその被扶養者（被災者）が避難生活を余儀なくされ、かかりつけの保険医療機関等で診療が受けられない状況が生じています。
- 被災者がかかりつけでない保険医療機関等を受診した時に既往歴や薬歴の確認等が必要な場合、レセプト情報を保有する支払基金が当該情報を提供することにより、迅速な医療の提供の一助になると考えております。
- レセプトの情報の提供について被災者から同意を得た保険医療機関等から要請を受けた場合、支払基金からレセプト情報を提供することといたします。
- 個人情報の取扱いを十分に留意した上で対応します。



【照会先】

社会保険診療報酬支払基金 青森審査委員会事務局

平日の場合：017-734-7126（代表）
（9：00～17：30）

休日の場合：017-715-9483（三上事務局長）
：017-715-9523（飯田課長）
（9：00～17：30）

事務連絡
令和7年1月7日

日本医師会 御中

国民健康保険中央会

令和6年12月28日からの大雪にかかる既往歴等の提供について

平素は、国民健康保険の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

令和6年12月28日からの大雪により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、「令和6年12月28日からの大雪にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課連名事務連絡）により、一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の4情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができますので、ご活用ください。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、国保連が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者等の罹患情報等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療している医師等を介して確認する等な方法により適切に確認すること。なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

2. 本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等、医師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

4. 医療機関等からの照会窓口等

当該医療機関等の所在地を管轄する都道府県の国民健康保険団体連合会

(当該取扱いに関するお問い合わせ先)

公益社団法人 国民健康保険中央会 医療保険部 北澤、佐藤（成）、友光
TEL：03-3581-6811 （連絡可能時間：9時00分から17時30分）